

林弘法律事務所

山 中 理 司 様

令和4年3月11日付け法務省司司第176号において開示決定をした下記行政文書について、写しを送付します。

記

- 平成28年12月19日付け法務省大臣官房司法法制部長、最高裁判所事務総局総務局長、日本弁護士連合会事務総長確認事項

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

電話03-3580-4111(内線5922)

確 認 事 項

骨太方針2016で示された司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化に係る抜本的な対応として、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、下記を確認する。

記

1 法務省は、以下の制度方針に沿って裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて最大限努力する。

〔制度方針〕

- ・制度導入後に開始される修習で新たに採用される司法修習生（司法修習第7期以降）に対する給付制度を新設する。
- ・給付の金額は、別紙のとおりとする。
- ・現行の貸与制は、貸与額等を見直した上で、新設する給付制度と併存させる。
- ・給付制度の導入に合わせ、司法修習の確実な履践を担保するとともに、司法修習を終えた者による修習の成果の社会還元を推進するための手当てを行うこととする。

2 法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新たな制度が円滑に実施されるよう最大限協力するとともに、新たな制度の導入後は、同制度について継続的かつ安定的に運用していくことを確認する。

平成28年12月19日

法務省大臣官房司法法制部長

最高裁判所事務総局総務局長

日本弁護士連合会事務総長

新たな給付の概要

新たな給付は、以下の各給付からなるものとする。

・基本給付 司法修習生に一律月額13.5万円

・住居給付 月額3.5万円

※修習期間中に住居費を要する司法修習生を対象

・移転給付 旅費法の移転料基準に準拠して支払